

(介護予防) 通所リハビリテーション

重要事項説明書

医療法人社団 長寿会

はたのリハビリ整形外科 デイケア

重要事項説明書

(※当重要事項説明書は、令和6年10月時点のものであり、今後変更することもあります。)

1. 事業所の概要

○事業所名称：はたのリハビリ整形外科

(介護予防)通所リハビリテーション

○所在地：広島市安芸区中野5丁13番30号

○連絡先：はたのリハビリ整形外科 ディケア

TEL 082-892-3116 FAX 082-893-3737

◎事業所の通常事業実施地域：広島市安芸区・海田町

2. 事業の目的及び運営方針

事業の目的：指定(介護予防)通所リハビリテーション事業は、居宅において要介護・要支援状態にある方に対し、適切なサービスを提供することを目的としております。

運 営方針：(介護予防)通所リハビリテーション従事者は、要介護・要支援者等の心身の状態を考慮してそれぞれの方の能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法その他、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ります。

3. 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間

長時間サービス提供日：月曜日～土曜日(但し、12/30～1/3は休業します)

長時間サービス提供時間：10:00～16:00

短時間サービス提供日：月曜日～土曜日(但し、祝日とお盆期間、12/30～1/3は休業します)

短時間サービス提供時間：9:00～12:00、14:00～16:00の間で1時間

4. 事業所の職員体制

- 1) 管理者：畑野 栄治
- 2) サービス提供職員
 - 看護職員 常勤1名
 - リハビリ専門職員 理学又は作業療法士2名 言語聴覚士1名
 - 介護職員 常勤10名 非常勤2名
 - 相談員 常勤2名
 - 運転手 2名

5. 通所リハビリサービスの内容

- 1) 送迎：ご自宅まで車にて送迎いたします。また、個々の方の状況に応じて必要な方には人員を配置し、ベッドサイドから介助いたします。送迎時間は、利用開始時間前1時間以内、利用終了時間後1時間以内に行います。
ご都合等でその他のご希望がございましたら、検討させていただきます。
- 2) 健康管理：利用時に血圧等のチェックを行い、継続的・定期的に必要な健康管理に関して助言をいたします。
- 3) 食事の提供：全面介助・一部介助・自立を促す自助具等の工夫を含み、個々の方の身体状況に合った食事介助を行います。また、希望及び好みなどを把握し、個々の方に応じた食事形態で提供いたします。
- 4) 入浴：個々の方の身体状況に合った入浴介助を行います。また、プライバシーの配慮に努めます。
- 5) 排泄の介助：失禁の世話・トイレへの移動介助又は見守りや誘導等を行います。また、プライバシーを尊重する姿勢を持ち、プライバシーを守る為の環境整備に努めます。
- 6) 生活指導：在宅における生活上の問題に対し、より良い解決法や改善法を助言いたします。
- 7) リハビリテーション：理学療法・物理療法等グループ又は個々の方の心身状況に合ったリハビリテーションを提供いたします。

6. 利用料

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします（別紙の利用料金表に定める）。

7. その他の費用

交通費：広島市安芸区、安芸郡海田町以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、路程1Km 当たり 20 円を実費として徴収します。

8. 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法

- 1) 月末締め翌月払い・・・持参
- 2) 月末締め翌月払い・・・銀行口座振替

9. 秘密の保持と個人情報の保護

1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。

2) 個人情報の保護について

事業者及び従事者は、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議においても利用者の個人情報を用いません。また利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、細心の注意を払って管理し、処分の際にも第三者の漏洩を防止するものとします。

10. 身体的拘束等の禁止

事業者は、原則として利用者に対し身体的拘束等を行いません。但し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合は、身体的拘束等の適正化のための指針に基づき、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、別紙身体的拘束等に関する説明書等に同意を頂いた上で、必要最小限の範囲内で行う事があります。事業者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回程度開催し、その結果を介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。また介護職員その他従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこととします。

11. 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。ア. 虐待防止に関する委員会を開催しています。虐待防止に関する委員：馬場 諭 イ. 成年後見制度の利用を支援します。ウ. 苦情解決体制を整備しています。エ. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

事業者は、サービス提供中に、介護事業所または擁護者（ご利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

12. 病気による(介護予防)通所リハビリテーションの利用休止について

感染性のある病気に罹患していたり、体力的に問題があり(介護予防)通所リハビリテーションを利用することが困難と判断された場合は、事業者の方から利用休止をお願いいたします。ご了承ください。

13. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡すると共に、あらかじめ指定する連絡先にも連絡する等の必要な処置を講じます。

14. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。又、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。

15. 損害賠償

事業者及び従事者は、サービス提供にあたって万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合、利用者自身に過失のある場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

16. 苦情処理

利用者からの苦情を処理するために講ずる概要は別紙のとおりです。

利用者からの苦情を処理するために講ずる処置の概要

事業所・施設名：はたのリハビリ整形外科

サービス種類：（介護予防）通所リハビリテーション

処置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

①苦情解決責任者 老人保健施設せのかわ 事務所

電話：082-820-2100

担当：事務長 広田 正憲

②苦情受付担当者 はたのリハビリ整形外科（介護予防）通所リハビリテーション

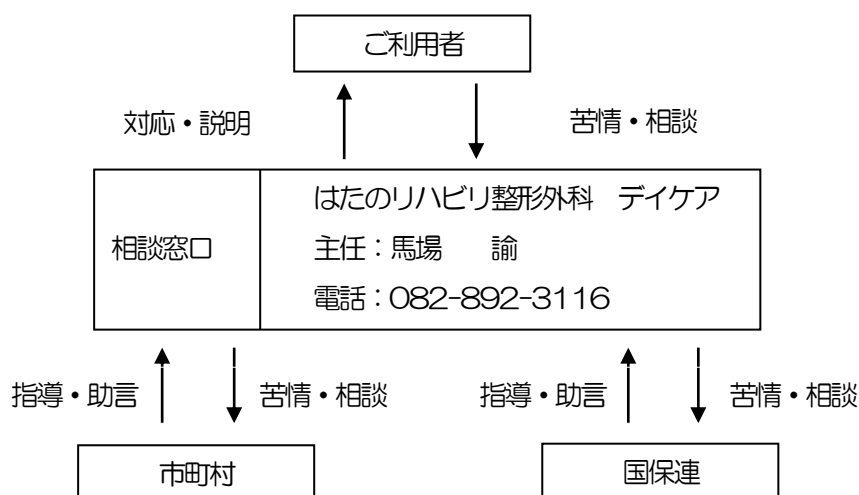
電話：082-892-3116

担当：主任 馬場 諭

③行政機関その他苦情受付機関

- ・広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0783
- ・広島市役所介護保険課 082-504-2183
- ・安芸区役所福祉課高齢介護係 082-821-2823
- ・南区役所健康長寿課介護保険係 082-250-4139

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



- ①相談者から直接(面接又は電話による)話を聞き、苦情内容の把握及び事実関係の調査を行い、今後の対応について検討し、相談員等と常時連絡を取りながら取り組みます。
- ②県市町村又は、国保連合会と連携を取りながら苦情の処理に取り組みます。
- ③各担当者へ連絡し、事実確認を行い対策・対応します。
- ④苦情報告書に記録し、チェック・フォローの励行に努めます。